

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

埼玉県新座市

2 地域再生計画の名称

観光都市にいざ・雑木林とせせらぎのあるまちづくり

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成 1 6 年度～平成 2 2 年度

4 地域再生計画の意義及び目標

新座市は、東京都に隣接する位置にありながら、市の中央に国指定天然記念物に指定されている平林寺境内林（約 5 6 ヘクタール）が存在し、埼玉県内で唯一の平林寺近郊緑地特別保全地区の指定を受けているほか、市内各所に雑木林や緑地が数多く残されています。また、市域内を柳瀬川と黒目川という 2 つの一級河川が流れ、さらには市内各所に 3 5 0 年の歴史を持つ野火止用水が再現されているなど、水とみどりの豊かな自然環境及び歴史的文化遺産が多く残された特色ある地域となっています。

そこで新座市では、国が「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との方針を掲げ、規制改革や地方分権、三位一体の改革を積極的に推進していることを受け、これらの雑木林とせせらぎ及び歴史的文化遺産を最大限に生かしたまちづくりを進めていきたいと考えております。具体的には、市の北西部を流れる柳瀬川及び市の南部を横切る黒目川の河川敷を桜と菜の花の里として整備します。これらの河川敷には元来ソメイヨシノが多く植樹されていることから、河川敷一体に桜の木と菜の花を植えることにより、春には桜並木と菜の花畑が河川敷一体を埋め尽くすことになり、その景色は圧巻で、桜と菜の花の里として多くの見物人の来訪が期待できます。また、これまでも野火止用水清流対策事業として県が 5 億円を、市が 1 3 億円を投入してきた経緯があり、現状でも清瀬駅から新座駅まで一部区間を除く野火止用水沿いには遊歩道が整備されておりますが、今後はさらに積極的に河川敷及び野火止用水沿いに遊歩道や散策路、休憩のため

のベンチや公園、トイレなどを整備していき、年間を通じて来訪者が豊かな水の流れやせせらぎを感じながら憩うことができる空間を提供してまいります。さらには、水辺の空間だけでなく、市内に残された約109ヘクタールの雑木林を利用し、森林浴を楽しむ散策路や自然と触れ合える公園等の整備も行います。これら水辺及び雑木林の中に整備する公園には、それぞれの環境に応じ、ホタルの里や野鳥の森、トンボの里公園等として特色を持たせ、来訪者が豊かな自然環境を感じながら憩える場とします。

市内には既に歴史の道散歩コース（「大和田宿をあるく～伝統と宿場の面影を訪ねて～」、「野火止用水をあるく～史跡と緑の散歩道～」、「黒目の里をあるく～中世のロマンを求めて～」）が整備されていますが、今後は新たに整備する憩いの空間と、市内に既に存在する歴史的文化的遺産等を遊歩道やサイクリングコースで有機的に結びつけることで多様な観光ルートを形成し、新座市を県民や都民が集まる憩いの場として、首都近郊の「水とみどりのオアシス」にしていきたいと考えております。首都近郊に豊かな自然環境の中で憩うことができる空間を創造することは、新座市にとって地域が活性化するというメリットがあるだけでなく、日常自然に触れ合う機会に恵まれない都心住民からも強いニーズがあり、現代人が心豊かに生活していくことの一助を成すものと考えられます。

なお、地域の特性を生かしながら「観光都市にいざ」としての取組を推進していくに当たっては、行政、地域住民及び事業者とが緊密に連携していく必要があるものと認識しているため、今後はこの三者で知恵を出し合う場を設け、協働による「観光都市にいざ」づくりを推進していきたいと考えております。

地域の活性化と地域雇用の創出を図るためには、行政だけではなく、行政、地域住民及び事業者が一体となって「観光都市にいざ」づくりを進めることが重要であり、それによって新座市の豊かな自然環境が保全され、地場産業等も活性化するものと考えます。このように、新座市が観光都市として発展していくことで、地域住民の地域に対する愛着心も高まり、さらに地域を再生させていこうという意識が強まることから、行政、地域住民及び事業者が一体となって持続可能な地域再生を実現し、都市間競争の時代において一步先行く元気の出るまちづくりを推進していきます。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

新座市の中心部にある禅の名刹金鳳山平林禅寺は、年間来訪者約 5 万 4 , 3 0 0 人（平成 1 4 年実績）を誇る観光スポットとなっています。この平林寺の魅力は、その歴史的価値に合わせ、国指定天然記念物とされている平林寺境内林の豊かなみどりにあるものと認識しておりますが、地域再生計画を実施することにより、平林寺以外にも市内に多く残る豊かなみどりと自然環境を活用し、新座市を首都近郊の自然環境豊かな観光都市「水とみどりのオアシス」として発展させていくことで、新規雇用の創出や観光収入による地域経済の活性化が見込まれます。

具体的には、市内に存在する水とみどり（柳瀬川、黒目川、野火止用水、平林寺境内林、雑木林等）を活用して遊歩道や公園を整備して新たな観光スポットとすると共に、（仮称）ふるさと新座館、（仮称）ふるさと歴史館等の新設、市役所等の公共施設に展望ラウンジ等の休憩施設の新設を実施することによって、施設整備及び管理運営のための新規雇用の創出が見込まれます。概算ではございますが、市が現在予定している 3 0 の事業のうち、1 4 の事業については管理運営等が必要となるため、合計約 5 0 0 人程度の新規雇用が創出される見込みです。

また、整備した施設において市の歴史や伝統文化を紹介する傍ら、地域で生産された農産物や地場産業であるうどん・そば等を販売することにより、地域における農作物の生産量増加や、地場産業の集積を図ることができ、新たな観光資源とすることができるとともに、観光収入が増加することが期待されます。現状は、祭り等のイベントを含めた観光客は概ね、年間で 2 5 万人程度いますが、既存の観光資源の遊歩道等のコース上に、産業の整備が行われていない状況にあるため、観光客が本市において消費する額は、平均で 2 , 0 0 0 円程度であり、年間の観光収入は 5 億円程度であります。しかしながら、今般の計画に位置付けられた個別の事業を推進する中で、うどん・そば屋といった産業の整備をはじめ、農産物直売所での地場産品の消費等、地元経済の活性化が図れます。これらの施策の実施により、1 日当たり 1 , 0 0 0 人の観光客があり、一人につき市内で 3 , 0 0 0 円を消費することで、年間では約 1 1 億円の観光収入が見込まれ、従来よりも 6 億円

の増収となります。

さらに、市が観光都市として発展していくことで、地域住民の地域に対する愛着心が高まり、また、自然環境を生かした観光都市づくりを行うことでその自然環境を保全していくための財源が確保できるなど、相乗効果で自然環境豊かな市の発展がより一層進んでいくという効果があります。

将来的には市の観光スポットを市内全域に拡大していく予定であり、市内全域における雑木林とせせらぎのあるまちづくり、「観光都市にいざ」づくりを推進していくことで、市の資源を生かしながら地域経済が活性化し、行政、地域住民及び事業者の協働による市の持続的な発展が期待されます。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- ・ 2 0 8 0 0 1 地域づくり支援室などアドバイザー機能の強化
- ・ 2 1 2 0 1 4 観光関係の施策連携（共通プラットフォーム）
- ・ 2 1 2 0 1 5 「地域再生支援チーム」の設置
- ・ 2 1 2 0 1 6 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実
- ・ 2 1 2 0 2 8 まちづくり交付金の創設
- ・ 2 3 0 0 0 9 良好な景観形成の推進

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

その他の関連する事業（番号は工程表の番号）

(3)： レンタサイクル事業

野火止用水沿いのサイクリングコースの整備に併せて、新座駅周辺においてレンタサイクル事業を展開します。レンタサイクルは、引取り手のない放置自転車を活用する等、資源の有効活用に努めます。

(5)： ホタル鑑賞会の継続的な実施への支援

市内の町内会が主体となり、市内各所にホタルの飛び交う水辺の整備を行うことで、ホタルの里づくりを推進します。

夏には、ホタル鑑賞会を実施し、県内や都内から多くの集客をねらいます。

(7)・(8)：黒目川・柳瀬川岸桜と菜の花の里化事業、遊歩道の整備

市内の東西両端を南北に流れる一級河川の黒目川、柳瀬川の河川敷に桜と菜の花の植栽を行います。

また、「水とみどりの回廊」として、ウッドチップを敷詰めた遊歩道の整備を行います。

(9)：(仮称)道場公園(トンボの里)の整備

黒目川沿いの道場二丁目エリアに、(仮称)道場公園(トンボの里公園)を整備します。

子どもから高齢者まで様々な世代の人々が集え、秋にはトンボが飛び交う親水公園として整備を推進します。

(10)：妙音沢わさび田の整備

豊富な湧水を利用して、わさび田を整備します。

また、ツーリストにもわさび栽培を体験できるようなプログラムを策定するとともに、採れたわさびは(仮称)ふるさと新座館で販売します。

(11)：カブトムシの飼育及びカブトムシ採り大会の推進

市民ボランティアが中心となって、雑木林においてカブトムシを飼育します。夏の活動期には、親子カブトムシ採り大会等を開催し、都市部の子どもたちに、楽しみながら自然に触れることの大切さを実感してもらいます。

(12)：しいたけ栽培体験プログラムの実施

市民ボランティア(グリーンサポーター)などが中心となって、総合運動公園や野火止緑地総合公園等の雑木林でしいたけ栽培を行います。

また、ツーリストにもしいたけ栽培を体験できるようなプログラムを策定するとともに、採れたしいたけは(仮称)ふるさと新座館で販売します。

(13)：たけのこ掘りプログラムの実施

市内に点在する竹林で、市民ボランティア(グリーンサポーター)などが中心となってたけのこ掘りプログラムを実施します。

(14)・(15)：総合運動公園の親水ゾーン及びキャンプ場整備

総合運動公園内に野火止用水から水を引き入れて親水ゾーンを作り、デイキ

キャンプ場を整備します。

夏には親子連れがデイキャンプ場でバーベキューを楽しんだり、カブトムシ採りやザリガニ釣りを行うなど、自然に触れることができる空間を創出します。

(16)：ミニゴルフ場の整備

馬場地区にある斜面林について可能な限り自然の地形を利用して、ミニゴルフ場を整備します。

料金を低く設定し、子どもも気軽に楽しめるコースとします。

(17)：ヤマのモデルづくり

市内の雑木林（民地）について市と所有者が管理協定を結び、その土地をグリーンサポーターの活動拠点とし、ボランティア育成・養成の場とします。

グリーンサポーターの活動により、市民活動の啓発モデル地区として、雑木林の年間サイクルをショーケース的に紹介します。

(18)：レジャー農園の充実

レジャー農園の利用対象者を市内に限らず、近郊からの申込みにも拡大します。

また、ニーズの高い地域には、今後新たにレジャー農園を新設します。

(19)・(20)：観光農園のPR用ホームページサイトの製作、体験型イベントへの支援

首都近郊にありながら、市内にはぶどう園や梨園、キウイフルーツ、ラ・フランス等の果物をはじめ、花卉や鉢物、苗木を栽培している農家が数多くあります。

これらの農産物の栽培農家で構成される生産組合等と連携する中で、有機的に結び付け、年間を通して様々な体験型のイベントを実施し、都市部から来た観光客に土に触れる機会を提供します。

(21)：ワイナリーの整備

市内に8か所あるぶどう農園で採れたぶどうを活用したワインの委託製造販売を拡大します。また、地元ワイナリーを整備していきます。

(23) : (仮称) ふるさと歴史館の建設

野火止三丁目地内に、集会所、ホタルの里と併設する形で (仮称) ふるさと歴史館を建設します。古民家やかつて野火止用水に棲んでいた淡水魚等のミニ水族館を併設し、このゾーンを (仮称) 野火止の里文化村として、訪れた人々に自然と歴史を体感してもらいます。

(24) : 展望ラウンジ・オープンカフェの設置

市役所本庁舎の最上階 (地上 8 階) に展望ラウンジを設置し、緑豊かな首都近郊のオアシスの全貌を眺めながら、地場産の食材にこだわった料理やワインを振舞います。また、中央図書館屋上にオープンカフェを設置し、読書を楽しみながら憩うことができる場を提供します。

(25) ・ (26) : 「むさしのうどん」ブランドの定着化、うどん・そば打ち体験プログラムの実施

市内には既に多くの手打ちうどん屋やそば屋があり、人気を博していることに着目し、コシの強い「むさしのうどん」ブランドの定着及び拡大を図るため、市内にうどん・そば組合を立ち上げ、マップの作成や情報の提供を行います。

また、新たに整備する (仮) ふるさと新座館に、うどん・そば打ち体験道場を設置するとともに、既存の農産物直売所等でも体験道場を設置します。

(27) ・ (28) : 祭り、イベントの充実、こどもはだか神輿の復活

市内で毎年開催されている、平林寺の半僧坊大祭や新座阿波踊り大会、産業フェスティバルなどの市民まつりや地域に古くから伝わる大和田裸神輿、中野の獅子舞、武州里神楽といった様々な祭りやイベントについて更に集客力を高める仕掛けづくりを行い、賑わいを創出します。また、昭和 30 年代後半まで行われていた大和田はだか神輿の子どもはだか神輿を復活させていきます。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 0 8 0 0 1 地域づくり支援室などアドバイザー機能の強化

2 当該支援措置を受けようとする者

新座市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

「観光都市にいざ・雑木林とせせらぎのあるまちづくり」を推進するためのビジョン及びビジョンに基づくプランを策定するに当たって、今般文部科学省に設置された「地域づくり支援室」に情報提供等のアドバイスを受けるものです。

本市では、「観光都市にいざ・雑木林とせせらぎのあるまちづくり」を推進するためのビジョン及びプランを策定するに当たって、市民会議を設置し、市民と行政の協働のもとで、ビジョン及びプランづくりを行っていきます。

この市民会議に「地域づくり支援室」から紹介を受けた専門家等を招き、効率的かつ実効性の高いビジョン及びプランの策定を目指します。

ビジョン及びプランの策定に向けた取組

平成 1 6 年度 市民会議の発足、観光ビジョン及びプラン策定作業

平成 1 7 年度 観光ビジョン及びプラン策定（第 3 次新座市基本構想総合振興計画 / 後期基本計画への関連付け）

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 1 4 観光関係の施策連携（共通プラットフォーム）

2 当該支援措置を受けようとする者

新座市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

「観光都市にいざづくり」を推進するためのビジョン及びビジョンに基づくプランを策定するに当たって、今般国土交通省に設置される「共通プラットフォーム」に国の施策に対する意見や相談を持ちかけ、本市のビジョン等の策定にフィードバックします。

ビジョン及びプランの策定に向けた取組

平成15年度	新座市観光による地域再生構想庁内検討委員会設置
平成16年度	市民会議の発足、観光ビジョン及びプラン策定作業
平成17年度	観光ビジョン及びプラン策定（第3次新座市基本構想総合振興計画／後期基本計画への関連付け）

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 1 5 「地域再生支援チーム」の設置

2 当該支援措置を受けようとする者

新座市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

「観光都市にいざ・雑木林とせせらぎのあるまちづくり」を推進するためのビジョン及びビジョンに基づくプランを策定するに当たって、今般各地域ブロックごとに設置された「地域再生支援チーム」に、複数省庁間に渡る地域再生の相談を行います。

具体的な相談内容としては、景観形成基本計画の策定にあたって、景観３法（景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律）についての、トータルのアドバイスを頂く中で、より実行性の高い景観形成基本計画の策定をすることにより、首都圏近郊の「水と緑のオアシス」を形成する景観づくりを推進し、観光都市づくりに結び付けます。

また、今後の観光ビジョン及びプランの策定に当たって、各省庁のソフト支援の情報等についても相談し、積極的な活用を図っていきます。

新座市景観形成基本計画策定スケジュール

平成１４年度 現況分析と課題の抽出

平成１５年度 現況確認と課題の整理（市民ワークショップの開催）

平成１６～１７年度 景観形成に必要な方策と望ましい景観像の検討、素案の作成→計画策定

ビジョン及びプランの策定に向けた取組

平成１５年度 観光による地域再生構想庁内検討委員会の設置

平成１６年度 市民会議の発足、観光ビジョン及びプラン策定作業

平成１７年度 観光ビジョン及びプラン策定（第３次新座市基本構

想総合振興計画 / 後期基本計画への関連付け)

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 1 6 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

2 当該支援措置を受けようとする者

新座市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成12年度から生涯学習の一環として実施している市民総合大学の教育科目に、今年度から「観光都市づくり学科」を新たに設置しました。この学科の修了者を新座市の観光案内ボランティアとして任命し、学習により得た知識を活用して観光案内を行って頂きます。

本支援措置の中で、平成16年度において、ボランティアガイドのサービス内容、先進的なNPO活動等に関する情報を提供するという項目を活用し、観光案内ボランティア活動の充実を図ります。

観光案内ボランティアガイド事業概要

平成16年度に市民総合大学に観光都市づくり学科（立教大学新座キャンパス内で開催）を設置し、1年間学習した学生（年齢不問）を観光ガイドとして委嘱し、観光案内ボランティア事業を発足させます。（第1期生は平成16年度末に委嘱予定であるため、事業開始は平成17年度からになります。）

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 2 8 まちづくり交付金の創設

2 当該支援措置を受けようとする者

新座市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

「観光都市にいざ・雑木林とせせらぎのあるまちづくり」を推進するために必要な事業を積極的に行います。

具体的には、遊歩道やサイクリングコースの整備、案内看板の統一、野火止用水の復元、(仮称)ふるさと新座館の建設、ホテルの里づくり事業等を、基幹事業と位置付けて市全域を観光拠点となるように事業を進めていきます。

これらの事業の整備を効率的に推進する観点から、まちづくり交付金を活用し、早期の整備を推進いたします。

なお、同交付金の要望にあたって必要となる都市再生整備計画については、本地域再生計画に位置付けた事業のうち、早期に着手が可能な事業を中心に、今後市民会議等の場で検討を行い、計画の策定を行う予定であることから、平成17年度以降に交付要望を行うことといたします。

現状における、まちづくり交付金の交付を検討する各事業の概要は以下のとおりです。

遊歩道・サイクリングコースの整備事業

本市のシンボルとも言うべき市内中央部を縦断する野火止用水の管理活用計画(平成7年3月策定)を時代の趨勢に合わせ、見直しを行うとともに、用水沿いの遊歩道未整備地区の整備を推進します。

平成16年度中に、野火止用水管理活用計画の見直しを行い、遊歩道及びサイクリングコースの整備対象地区を決定し、平成17年度に用地買収及び測量を実施、翌平成18年度に遊歩道及びサイクリングコースの整備を実施します。

野火止用水復元事業

市中央部に位置する新座駅南口から事業推進中の新座駅南口第2土地区画整理事業地内に野火止用水を復元し、新座駅を起点とした市中央部に回遊可能な散策路の整備を図ります。

平成17年度までに建物の移転及び測量、設計等を実施し、平成18年度から平成20年度に整備を着手します。

(仮称)ふるさと新座館の整備

新座駅南口第2土地区画整理事業地内に、アトム記念館や歴史民俗資料館、農産物直売所、うどん・そば屋等を併設した(仮称)ふるさと新座館を建設します。

新座駅から続く遊歩道沿いを巡る周遊ルート上に位置する同施設をミニ道の駅として観光の拠点と位置付け、賑わいを創出します。

平成16年度に市民会議において、施設のガイドラインを策定し、平成17年度に基本設計、平成18年度に実施設計をそれぞれ行い、平成20年度の供用開始に向け、平成19年度に用地買戻し及び建設を行います。

案内看板の統一化

現状、市内に設置された看板は、設置主体や年代の違いから統一されておらず、観光客にとってわかりづらい看板となっています。

このような状況を改善するため、市内に既に設置された看板や今後新たに設置する看板についての、統一ガイドラインを策定し、看板類の統一を図るものです。

平成16年度に野火止用水管理活用計画の見直しに基づく、看板類のガイドラインを策定し、平成17年度以降統一看板の設置を行います。

ホタルの里づくり事業

町内会が中心となって推進されているホタルの里づくりに必要なインフラ整備について、引続き行うとともに、今後エリアを拡大し、市域の水辺空間の至るところで、夏にはホタルが飛び交うよう町内会主体の事業を後方から支援するものです。

平成16年度には、既に取組を行っている西分町内会の整備事業に係る支援を引続き行うとともに、新たに要望のある3町内会との調整を行い、平成17年度以降これらの町内会の水辺エリアのインフラ整備を行い、ホタルの飛び交うせせらぎを復活させます。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 9 良好な景観形成の推進

2 当該支援措置を受けようとする者

新座市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

都市緑地保全法の改正に伴い、市内に残存する雑木林（民有地）において、管理協定を締結し、市において計画的な緑地保全を行い、緑のオアシス空間を創出します。

また、平成１７年度の策定を目指し、新座市景観形成基本計画を策定しているところですが、今般の景観緑三法の整備の主旨を十分に反映させた基本計画を策定し、首都圏近郊の「水と緑のオアシス」を形成する景観づくりを推進し、観光都市づくりに結び付けます。

新座市景観形成基本計画策定スケジュール

平成１４年度 現況分析と課題の抽出

平成１５年度 現況確認と課題の整理（市民ワークショップの開催）

平成１６～１７年度 景観形成に必要な方策と望ましい景観像の検討、素案の作成→計画策定